

○国土交通省告示第三百九十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十八日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川筑後川水系筑後川改修工事（福岡県久留米市宮ノ陣五丁目地内から同市宮ノ陣町大杜地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県久留米市宮ノ陣五丁目、宮ノ陣六丁目及び宮ノ陣町大杜地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県久留米市宮ノ陣五丁目地内から同市宮ノ陣町大杜地内までの右岸延長2,060mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川筑後川水系筑後川改修工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川筑後川水系筑後川改修工事」（以下「本体工事」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同条第2項に基づく指定区間に指定されていないことから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一級河川筑後川水系筑後川（以下「筑後川」という。）は、その源を熊本県阿蘇郡瀬の本高原に発し、玖珠川、佐田川等多くの支川と合流し、さらに早津江川と分流して有明海に注ぐ幹川流路延長143km、流域面積2,860km<sup>2</sup>に及ぶ九州最大の河川である。

筑後川流域は、熊本、大分、福岡、佐賀の4県にまたがり、その後背地には、大分県日田市、福岡県久留米市、同県大川市等の15市20町3村、約107万人の人口を擁しているところ、筑後川は過去何度も豪雨による氾濫が生じており、昭和28年6月には、梅雨前線に伴う集中豪雨により、沿川各地で氾濫、浸水し、死者数147人、負傷者数4,999人、住宅流失及び全半壊家屋数12,801戸、浸水家屋数95,524戸に及ぶ多大な被害を引き起こした。なかでも久留米市では、筑後川の左右兩岸の堤防が随所で破堤し、死傷者数279人、流失及び全半壊家屋数3,125戸、浸水家屋数14,164戸に及ぶ大災害となった。

筑後川流域の治水対策については、「筑後川水系河川整備基本方針」（平成15年10月策定。以下「基本方針」という。）において、年超過確率1/150年規模の洪水に対応することが目標とされており、順次河川改修が実施されているところであるが、本件区間は、河川幅が狭く、堤防高が低いことから現況流下能力が5,300m<sup>3</sup>/秒と、基本方針に基づく計画高水流量7,700m<sup>3</sup>/秒に対して河積が不足しており、また、堤防断面が不足する弱小堤であることから氾濫、浸水の危険性が高くなっている。

本件事業は、基本方針に基づく流下能力を確保すべく引堤工事及び在来堤の掘削工事を行い、併せて堤防強度を増すものであり、本件事業の完成により、本件区間において年超過確率1/150年規模の洪水に対応することが可能となることから、本件区間の後背地に存する久留米市街部への浸水被害が軽減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が実施した調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本体工事は、筑後川の氾濫による浸水被害の軽減を目的として、引堤工事及び在

来堤の掘削工事を施行するものであり、本体工事の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事の施工方法については、申請案（引堤案）のほか、在来堤防に腹付工事を行い上流区間において引堤工事を行う案（現況堤腹付・上流引堤案）及び河床を掘削し在来堤防に腹付工事を行う案（河床掘削・現況堤腹付案）について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、取得必要面積及び支障物件数は現況堤腹付・上流引堤案に次いで多くなるものの、脆弱な堤防の抜本的な解消を図ることができ、上下流区間の堤防法線計画及び縦断計画との整合が図られること、事業に要する期間が最も短いこと、工事費が最も廉価となることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体工事の施工に伴う市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、筑後川は過去何度も豪雨による氾濫が生じているにもかかわらず、本件区間は、現況流下能力が基本方針に基づく計画高水流量に対して不足し、氾濫、浸水の危険性が高いことから、本件区間の後背地に存する久留米市街部への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県久留米市役所